

地域公共交通分野に係る各協議会等の一元化に関する提案について

令和3年8月4日

国土交通省 総合政策局・自動車局

求める措置の具体的内容

地域公共交通分野に関し個別の事務ごとに法令で別の協議会等を設置することは、地方公共団体の総合的な政策決定を損なう恐れがあること及び事務の効率化の観点から、以下を求める。

- ① **地域公共交通分野に係る各協議会等を活性化協議会に一元化することを可能とすること**
(地域協議会と地域公共交通会議の権限を、活性化協議会で行うことを可能とする)
- ② 上記にあわせ一元化する**活性化協議会の構成員については、市町村が主宰する場合は都道府県を、都道府県が主宰する場合は市町村を入れることとする**

①への回答

現行制度下においても、**地域公共交通会議や地域協議会を活性化協議会として位置付けることで、例えば、路線バスの維持と休廃止の協議について一元化することも可能**となっている。

⇒ **既に通知で明確化している**ところ（後述）

②への回答

現行制度下においても、**都道府県が地域公共交通計画を作成しようとする場合**、当該都道府県の区域内の市町村と共同して地域公共交通計画を作成することとなるため、**協議会の構成員には共同で作成する市町村が含まれる**こととなる。

また、**市町村が地域公共交通計画を作成しようとする場合**、協議会の構成員につき、**市町村が必要と認めれば都道府県を追加することは可能**であり、市町村の裁量により、議論の内容に応じて都道府県の参画可能な制度としている。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴う協議会制度の運用等について (令和2年国総地第84号) (抄)

② 道路運送法体系における「地域公共交通会議」及び「地域協議会」との関係について

道路運送法体系における「**地域公共交通会議**」については、**一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送を対象としているものであるが**、参加者への応諾義務、協議結果の尊重義務、予算の重点配分等の法の仕組みを利用することで、同会議における検討・取組が一層促進されると期待される場合等には、**地域の選択により、同会議を法定協議会として位置付け、法定協議会としての機能を付加することが有効と考えられる。**

また、道路運送法体系における「**地域協議会**」については、**生活交通の確保を目的として都道府県毎に設置されているものであるが**、市町村のみならず都道府県も地域公共交通計画の作成主体として位置づけられており、特に交通圏が広域に跨る場合には、計画作成への主体的な参画が求められていること等も踏まえ、法に基づく地域旅客運送サービスの提供の確保に当たり、**地域の選択により、同会議若しくは同会議の分科会を法定協議会として位置づけ、又は同会議の分科会を法定協議会の分科会として位置付けることで、法定協議会としての機能を付加することも有効と考えられる。**

これらの場合、道路運送法体系における「地域公共交通会議」又は「地域協議会」としての位置付け・運営が妨げられるものではない。

なお、バス、鉄軌道、旅客船など複数の輸送形態にまたがって検討する法定協議会を設置した場合においても、例えば、バス輸送について、限られた関係者で集中的に議論した方が効率的と考えられる場合も想定され、こうした場合には、法定協議会に、例えば、バス分科会を設けて検討するなど、地域の課題や関係者の意向により、柔軟に対応すべきである。この場合、バス分科会が、必要に応じ、道路運送法体系における「地域公共交通会議」又は「地域協議会」としての機能も果たすこととなる。

以上の考え方は、既に「地域公共交通会議」又は「地域協議会」が設置されている場合も、新たに設置される場合も同じである。



地域公共交通会議や地域協議会を活性化協議会として位置付けることで、**例えば、路線バスの維持と休廃止の協議について一元化することも可能**

- 地域公共交通活性化再生法においては、地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体（市町村又は都道府県）は、同計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織できるとされており、協議会構成員には協議結果尊重義務がかかる。
- 協議会においては、地方公共団体が中心となって、公共交通事業者や利用者等の地域の多様な主体の参画の下、地域の公共交通の活性化及び再生に向けた議論を進めることを想定。その際、福祉関係団体や金融機関、市町村が設置する協議会においては都道府県等、地域の課題に応じた構成員の参画が望まれる。
- 現に、地方運輸局等で把握している活性化協議会682件のうち、668件（約98%）に都道府県が参画。（2021年3月末時点）

協議会の主な構成員



構成員の例（熊本県八代市）：地域の課題に応じた多様なメンバーの参画

- 熊本県八代市では、公共交通事業者や道路管理者、地域公共交通の利用者である地域住民に加え、**広域の観点から都道府県の職員**や、高齢者や障害者の団体を含めて協議会を運営している。
- また、地域公共交通の再編等に関連する市町村として隣接町の担当者を協議会のメンバーに加え、議論を行っている。

区分	団体・役職
会長	八代市 副市長
委員	産交バス(株) 八代営業所長
委員	(株) 麻生交通 代表取締役
委員	(一社) 熊本県バス協会 専務理事
委員	(一社) 熊本県タクシー協会 専務理事
委員	八代市タクシー協会 会長
委員	八代市身体障害者福祉協議会 会長
委員	八代市地域婦人会連合会 会長
委員	八代市老人クラブ連合会 会長
委員	八代地域 代表
委員	坂本地区 代表
委員	千丁地域 代表
委員	緑地域 代表
委員	東園地域 代表
委員	泉地域 代表
委員	九州運輸局熊本運輸支局 首席運輸企画専門官
委員	九州産業交通労働組合 書記長
委員	国土交通省交通地方整備局 熊本河川園道事務所 八代維持出張所 課長
委員	熊本県東南広域本部 八代地域振興局 維持管理課長
委員	八代市建設部 土木管理課長
委員	八代警察署 交通第一課長
委員	水川警察署 地域交通課長
委員	熊本県立大学 環境共生学部 居住環境学科 准教授
委員	八代校長会
委員	熊本県企画振興部 審議員
委員	水川町 総務課長
委員	八代市 企画戦略部長

八代市協議会の構成員（同市HPより）▶

条文

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）（抄）
（協議会）

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、**地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会**（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 **地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体**

二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該**地方公共団体が必要と認める者**

3・4 （略）

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその**協議の結果を尊重しなければならない。**

6・7 （略）

(参考) 各種協議会について

		地域協議会	地域公共交通会議	法定協議会 (活性化法)
設置根拠		道路運送法施行規則第15条の4	道路運送法施行規則第9条の2	地域公共交通活性化再生法第6条
協議の内容・効果		バス路線の休止・廃止 ・路線の休廃止に係る事業計画の事前届出期間の短縮(6月前→30日前)	道路運送法上の手続きの弾力化や簡素化 ・運賃規制の緩和(上限認可→事前届出) ・事業用自動車の乗車定員緩和(11人未満可能) ・最低車両数の緩和 ・路線不定期運行、区域運行の運行開始要件 ・自家用有償旅客運送の登録要件	地域公共交通計画(マスタープラン)の作成及び実施 ・協議結果の尊重義務
66	対象交通モード	自動車交通(主に路線バス)	自動車交通	地域の公共交通全般 (地域の鉄道、路線バス、フェリー等)
	主宰者	都道府県	市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長	市町村又は都道府県 (地域公共交通計画の作成者)
構成員	地方公共団体の長	○(都道府県知事、市町村長)	○(都道府県知事、市町村長)	○(市町村・都道府県)
	運輸局長	○	○	×
	一般旅客自動車運送事業	○(一般旅客自動車運送事業者)	○(乗合バス事業者その他の一般旅客自動車運送事業者、事業者団体の代表)	○(公共交通事業者等)
	住民又は旅客の代表	×	○(住民又は旅客の代表)	○(地域公共交通の利用者)
	その他	○(必要があると認めるとき)	・運転者団体(労働組合等)の代表 ・(必要に応じ)道路管理者、都道府県警察、学識経験者等 ・(自家用有償旅客運送について協議する場合)区域内で現に自家用有償旅客運送を行っているNPO法人等	・道路管理者、港湾管理者等 ・公安委員会、学識経験者等

提案募集検討専門部会 説明資料

区域区分の変更に関する都市計画
決定権限の中核市への移譲

国土交通省都市局都市計画課

区域区分の概要

都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる。ただし、三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等の区域や指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域については、区域区分を定めることとされている。【都市計画法第7条第1項】

市街化区域

【都市計画法第7条第2項】

1) 既に市街地を形成している区域

(既成市街地及びこれに接続して現に市街化しつつある区域)

⇒40人/ha、3,000人以上等 【都市計画法施行令第8条第1項第1号、同法施行規則8条】

2) 概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

⇒集团的優良農地、溢水・湛水・津波・高潮等のおそれのある土地等は含めない

【都市計画法施行令第8条第1項第2号】

市街化調整区域

【都市計画法第7条第3項】

市街化を抑制すべき区域

● 区域区分の設定

区域区分の設定にあたっては、「当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、産業活動の利便と居住環境の保全との調和を図りつつ、国土の合理的利用を確保し、効率的な公共投資を行うことができるように定める」ことが求められている。【都市計画法第13条第1項第2号】

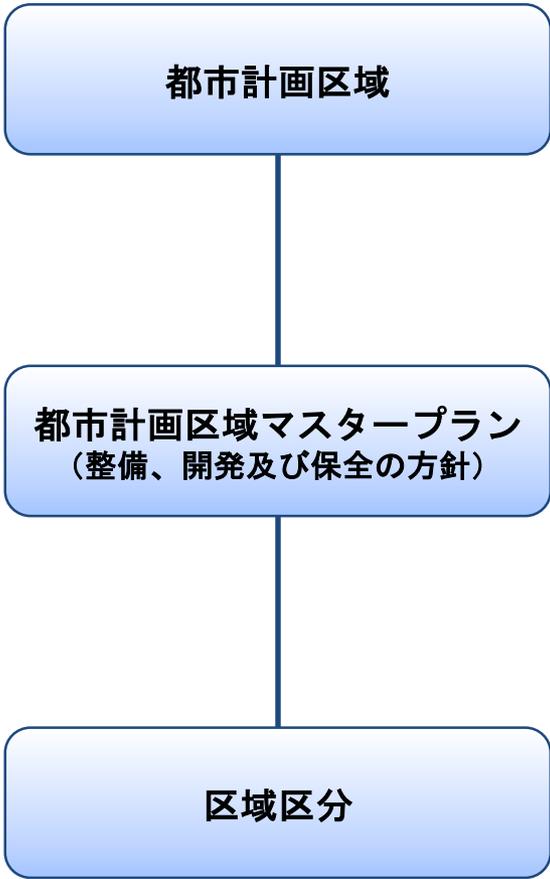
● 区域区分のイメージ



都市計画の体系

- 都市計画区域とは、市町村の行政区域にとらわれず、実質上一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要のある区域として都道府県が指定するもの
- 都市計画区域マスタープランとは、都市計画区域全体を対象に、一市町村を超える広域的観点から、都市計画の基本的な方針として都道府県等が定めるもの
- 区域区分とは、都市の発展の動向、都市計画区域における人口及び産業の将来の見通し等を勘案して定めるものであることから、広域的な観点から判断を行う都道府県等を決定主体としている

69



- **都市計画区域**【都市計画法第5条】
 指定権者: 都道府県
 内 容: 1) 中心の市街地を核とし、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全すべき区域
 2) 新たに開発し、及び保全する必要がある区域
 区域数: 1,003区域(R2.3.31現在)
- **都市計画区域マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)**【都市計画法第6条の2】
 決定権者: 都道府県等(※策定区域が指定都市の区域内に限られる場合は指定都市)
 内 容: 都市計画区域毎に、都市計画の基本的な方向性を示す方針。
 個々の都市計画等(地域地区、都市施設など)は、当該方針に即したものでなければならない。
 定める事項 ※②・③は定めるよう努める事項
 - ① 区域区分の決定の有無及び区域区分を定めるときはその方針
 - ② 都市計画の目標
 - ③ 土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- **区域区分**【都市計画法第7条】
 決定権者: 都道府県等(※指定都市の区域においては、指定都市)
 内 容: 市街化区域と市街化調整区域との区分を定めるもの。
 当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、産業活動の利便と居住環境の保全との調和を図りつつ、国土の合理的利用を確保し、効率的な公共投資を行うことができるように定める。

提案事項に対する考え方

提案事項名

- 区域区分の変更に関する都市計画決定権限の中核市への移譲

求める措置の具体的内容

- 軽易な区域区分の変更（変更する面積が一定規模以下で、他市町村との境界に近接しないもの等）に関する都市計画の決定権限を、中核市へ移譲することを求める。

具体的な支障事例

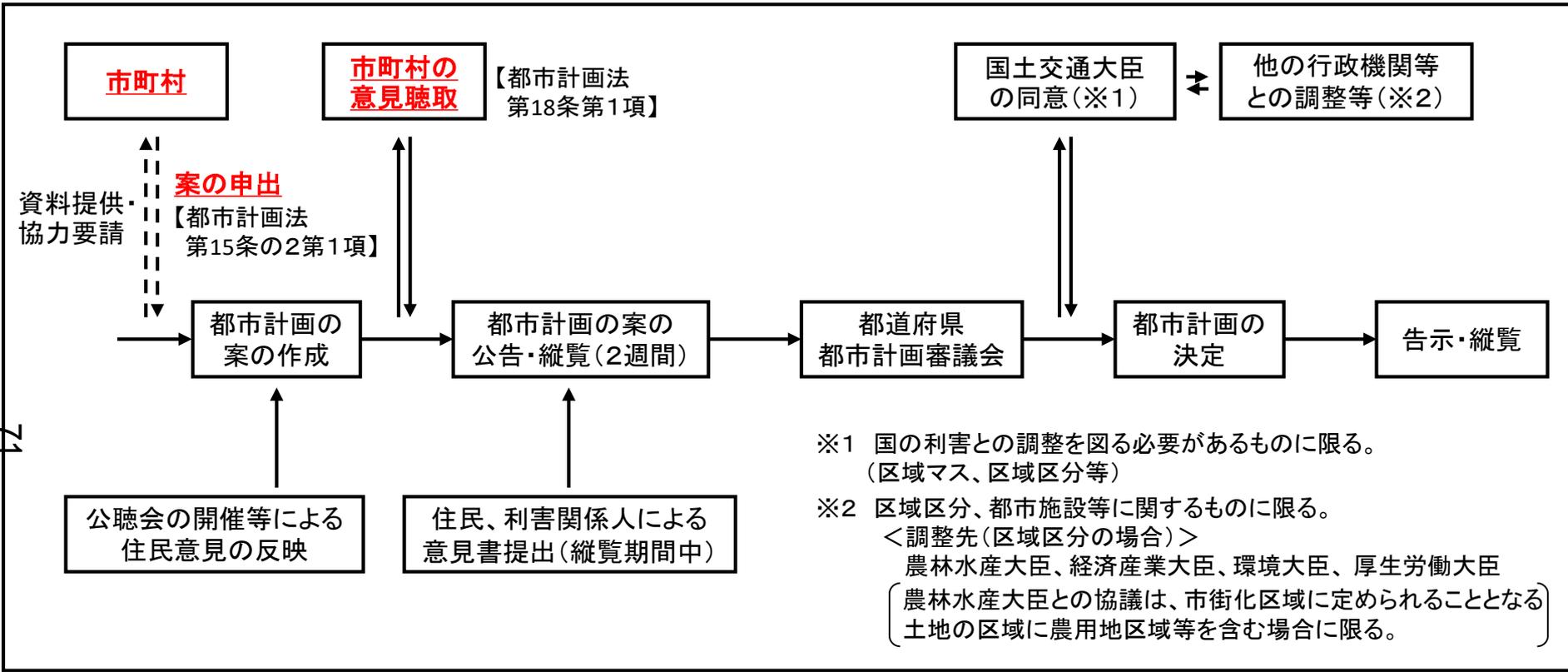
- 区域区分の境界において、現在市街化区域側に生産工場が、市街化調整区域側に駐車場として利用している敷地（約2,000㎡）があるところ、工場増築のため、当該敷地を市街化区域に編入することを事業者から求められているが、
70 県の基準は、小規模な工業専用地域の拡大のような事例に対応しておらず、区域区分の変更は認められなかった。

提案事項に対する考え方

- 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、都市計画区域マスタープランに基づき、当該都市計画区域内における人口や産業の将来の見通し、市街地の拡大可能性、公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を総合的に勘案して定められるもので、変更区域の面積の大きさや他市町村との境界に近接する等に関わらず、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から一体的に定めることが適切。
- 現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができ、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととなっているなど、市町村の意向を反映させる機会は法律上も担保。
- なお、「具体的な支障事例」に記載されている開発については、都市計画法第34条の規定を活用し、許可権者である中核市の判断で許可可能。

都道府県の都市計画決定手続に係る市町村との調整について

● 手続の流れ



※参考 都市計画法(抜粋)

(都道府県の都市計画の案の作成)

第十五条の二 市町村は、必要があると認めるときは、都道府県に対し、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。

2(略)

(都道府県の都市計画の決定)

第十八条 都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2～4(略)

開発許可制度の概要

目的

- 良好な宅地水準を確保し、良好な市街地の形成を図る。
- 市街化調整区域における開発行為等を抑制し、区域区分制度の趣旨を担保する。

規制内容

開発行為をしようとする場合には、開発許可権者の許可を得なければならない。

許可権者

都道府県知事又は指定都市、中核市、施行時特例市若しくは事務処理市町村(地方自治法第252条の17の2)の長

対象行為

一定規模以上の開発行為

：主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

➢ 駅舎、図書館等の公共公益施設等は、開発許可不要

都市計画区域	線引き都市計画区域	市街化区域	1,000㎡(三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等は500㎡)以上の開発行為 ※開発許可権者が条例で300㎡まで引下げ可	技術基準適用	—
		市街化調整区域	原則として全ての開発行為		立地基準適用

72

基準

技術基準 道路・公園・給排水施設等の確保、防災上の措置等に関する基準【都市計画法第33条】 ⇒良質な宅地水準を確保

立地基準 市街化調整区域において許容される開発行為の類型を定める基準【都市計画法第34条】
⇒市街化を抑制すべき市街化調整区域の性格を担保

● 市街化調整区域内で許可できる開発行為

1. 市街化調整区域において許可を受けることができる開発行為は、以下のような建物を建設するための行為であり、都市計画法第34条に各号列記されている。

- 第1号 周辺居住者の生活に必要な建物(診療所、保育所、食料品店、理髪店等)
- 第2号 鉱物資源、観光資源等の有効利用上必要な建物(生コン工場、観光展望台等)
- ⋮
- 第10号 地区計画に適合する建物
- 第11号 市街化区域に隣接・近接しおおむね50戸以上連たんしている地域における建物
- 第12号 市街化促進のおそれがなく、市街化区域で行うことが困難な建物

2. 上記のように類型化できない開発行為については、第三者機関に付議して個別に一件審査する(都市計画法第34条第14号)。
○前各号に掲げるもののほか、都道府県知事等が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為